

郵政委員會議録 第十三号

昭和二十八年七月十六日(木曜日)

午前十一時四十三分開議

出席委員

委員長 田中綱之進君

理事 船越 弘君 理事 大高 康君

理事 片島 港君 理事 吉田 賢一君

理事 濱地 文平君

小林 網治君 武知 勇記君

稻葉 修君 井手 以誠君

佐々木更三君 淺沼稻次郎君

土井 直作君

出席國務大臣 塚田十一郎君

出席政府委員 郵政大臣 飯塚 定輔君

郵政事務次官 八藤 東福君

官房人事部長 松井 一郎君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

郵政事務官 佐方 信博君

願(大上司君紹介)(第四〇二八号)

郵便切手類及び印紙売さばき手数料

引上げの請願(濱地文平君紹介)(第

四一〇三号)

下川崎郵便局に集配事務開始の請願

(羽田武嗣郎君紹介)(第四一〇四号)

高光村に無集配特定郵便局設置の請

願(高津正道君紹介)(第四一〇五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

郵便物運送委託法の一部を改正する

法律案(内閣提出第八〇号)

郵政職員給与体系是正の調停案に

関する件

○田中委員長 これより開会いたしま

す。

この際お諮りいたします。理事濱地

文平君が去る十三日委員を辞任されま

したので理事が欠員になつております

が、その補欠選任は委員長に御一任願

いたいと思ひますが、御異議ございま

せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○田中委員長 御異議なしと認めまし

て、濱地文平君を理事に指名いたしま

す。

○田中委員長 これより郵便物運送委

託法の一部を改正する法律案及び郵政

行政に関する事件について、前会に引

続き質疑を許します。片島港君。

○片島委員 郵政職員の給与体系是正

に関する調停案の、その後のてんまつ

についてお尋ねしたいと存じます。私

どもは郵政委員会において申合せを

し、また予算委員会においても自由党

の首脳部及び改進黨の首脳部とも十分

打合せをして、予算委員会の理事會に

おいても、一般會計より必ずこれをめ

んどは郵政委員会において申合せを

し、また予算委員会においても自由党

の首脳部及び改進黨の首脳部とも十分

打合せをして、予算委員会の理事會に

おいても、一般會計より必ずこれをめ

んどは郵政委員会において申合せを

し、また予算委員会においても自由党

の首脳部及び改進黨の首脳部とも十分

打合せをして、予算委員会の理事會に

おいても、一般會計より必ずこれをめ

んどは郵政委員会において申合せを

し、また予算委員会においても自由党

の首脳部及び改進黨の首脳部とも十分

打合せをして、予算委員会の理事會に

おいても、一般會計より必ずこれをめ

んどは郵政委員会において申合せを

し、また予算委員会においても自由党

の首脳部及び改進黨の首脳部とも十分

打合せをして、予算委員会の理事會に

おいても、一般會計より必ずこれをめ

んどは郵政委員会において申合せを

し、また予算委員会においても自由党

の首脳部及び改進黨の首脳部とも十分

打合せをして、予算委員会の理事會に

おいても、一般會計より必ずこれをめ

んどは郵政委員会において申合せを

し、また予算委員会においても自由党

の首脳部及び改進黨の首脳部とも十分

打合せをして、予算委員会の理事會に

おいても、一般會計より必ずこれをめ

んどは郵政委員会において申合せを

し、また予算委員会においても自由党

の首脳部及び改進黨の首脳部とも十分

打合せをして、予算委員会の理事會に

おいても、一般會計より必ずこれをめ

んどは郵政委員会において申合せを

し、また予算委員会においても自由党

の首脳部及び改進黨の首脳部とも十分

打合せをして、予算委員会の理事會に

す。従ひまして予算面におきまして三

十億の、いわゆる給与経費に必要な額

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

は計上いたしました。その財源とい

の率に従つてはじいた数字でございま

す。たとえば一般的に申し上げまし

て、旅費は二〇%を原則とする、それ

から一般の庁費については一四%を原

則とする、そのほかのものについては

一〇%だといふような計算をいたしま

して出て来たところの数字であります

す。

○片島委員 行政費の節約をやります

場合に、一般のいわゆる行政官庁とい

うものと、こういう現実に企業を営ん

でいるところの事業官庁というものと

の場合には、節約する項目によつて、

またその節約しなければならぬ割合に

おいて、当然違いが出て来るべきはず

と思つておりますが、それは他官庁

とまったく同じように、企業体である

ところの郵政省におきましても、やは

り同じ率をもつて算出されたものであ

るかどうか。

○佐方政府委員 何と申しますか、一

般の行政費に類するものにつきまし

て、その率を適用しております。従

まして郵政省独自のものについては、

ある程度除外をするということにもな

つております。たとえば集配関係の関

費がありますとか、そういうものにつ

いては直接減じない。しかし一般の物

品であるとか、あるいは地方局の経費

などは、一応一般會計と同じような率

になつておるわけでありまして、

○片島委員 そうすると節約された額

というのは、郵政省の特別會計だけで

あります。それとも郵政省で所管し

ておる一般會計の方からも節約したの

でありますか、また両方から節約をしたとするならば、その数字はどういうことになっておりますか。

○佐方政府委員 郵政省におきましては、一般会計もそれから郵政特別会計も、おの／＼節約しております。しかし郵政省のいわゆる一般会計所屬の節約は、そのまま落ちてしまふ。それから郵政会計において節約しましたのは落さないで、それを人件費の方にまわしたというふうになつております。

○片島委員 そうすると節約した十三億五千万円というのは、特別会計だけの分だというふうに了解してよろしいでございますか。

○佐方政府委員 その通りでございます。

○片島委員 この前、給与体系の是正をする場合において、その財源として見積られておつたのは、増収予定額が四億くらい、あるいはその他一年賀郵便の分だけでも四億と聞いているのであります。その他にも増収予定額というものがあつたわけでありまして、今度のこの修正案によることとが六月一日から実施ということになりますと、節約額を充當するために、増収予定額というものは全然予定してないのであります。前に予定してありました増収予定額というものはどういふふうになつておりますか。予算上は計上してないけれども、当然年内において、やはり従業員の努力によつてそれだけのものは自然と余つて来る、余剰分が出て来る、こういうふうな考えでおつてよろしいのであります。

○佐方政府委員 今度の場合には事務的の折衝はまつたいたしてあります。

んで、そういうふうにきまつた率を用いておるのであります。結局収入を見るというところは取上げられなかつたわけでございます。従つてまつた節約だけで支弁するというふうになつております。今後収入が上るといふことにつきます。そのものはあるいは今後の補正予算の場合のい／＼な歳出増に伴う財源になる、あるいはそういうことがなければ、予算総則にきめてありますような弾力事項の発動ということになるというふうなことで、今後の問題になつて来るわけでありまして、

○片島委員 私は給与体系は正の問題については、一応これで質問を留保いたします。

○田中委員長 それではちよつと委員長から伺ひたいいたします。十三億五千万円の節約のうち、局舎の建設関係の節約も含まれているように承つたのであります。この十三億五千万円のうち、局舎建設関係の節約は幾らになりますか。

○佐方政府委員 それは四億円であります。

○田中委員長 なお委員長から調停案について伺ひたいのであります。予算的措置の問題についての現在までの経過がわかりました。このきまつたところから従つて、調停案の受諾について當事者としての郵政大臣の調停委員会に対する諸否の決定が、去る九日から当分の間延期されておるのであります。が、いつなされることになるのでありますか。

○八幡政府委員 お答え申し上げます。去る六月九日をもつて、二箇月間以内に期限の延伸をなすことを得とい

う法律上の規定によつての延伸期間は切れたわけでございます。その際各段の情勢から、組合並びに省側が協議をいたし、中央調停委員会及び仲裁委員会に、当分の間期限の再延伸というところの了解並びに調停継続中のみならずという了解を得たことは、御報告申し上げたところでございます。御承知のような情勢によりまして、予算的にも調停案の実施に関する大綱が決定されました今日においては、省側といひましたは極力早い機会に、調停案に対する態度を明白にいたさなければならぬようになつて来た次第でございます。その時期につきましては、私どもといたしましては、やはり先般申し上げましたようにこの際諸否を決定する唯一のきめ手と申しますか、根據であるところの予算上可能な限りや不可能なりやが未決定なるがゆゑに、今日まで延伸して来たという基礎に立ちまして、予算が正式に確定する時期、申しかえますれば衆参両院通過ということが第一に考えられるところでござい

ます。しかしながらやはり調停委員会方面のい／＼な意向、あるいは部内の実情、また現在まで再延伸の経過をたどつて来ておつた事情、いろいろ勘案いたしまして、その時期より以前に態度を表明することができればというところを現在研究、考慮しておるところでございます。その時期と申しますれば、当然議院におきまして、私どもの承つております予算案が通過した時期において、省側としてこの態度を公にいたしたい、これがその時期ではなからうか、かように考えておる次第であります。

○田中委員長 その点については、先

ほど来委員各位からも、郵政大臣の出席を得て明確なる答弁を求めたいという要求もありますので、委員長としてもなお尋ねたい点がありますが、大臣が出るまでその問題は保留することといたします。

○吉田(寛)委員 ちよつとそれと関連して……。この調停案についてですが、これはなお調停中という趣旨で延伸の通知をしただけですが、そこでもし受諾するということがあれば、四月一日というところが調停案の内容をなすものと思われまふ。今政府側の方針としては、予算等の関係から六月一日というところに起点を置きたいのだ

として、六月一日ということに期日が変更になつても、両者が受諾する場合においては、一応それをまつて調停成立とする、かような言明を私も得まして、私どももこの際一部修正のため不成立になり、それが仲裁に行くことは、この案を根本から消滅せしむることになります。なお今後の仲裁その他の裁定がいかになるかという点については非常に不安に思ひます。また本日まではいづれからここまで行きましたのも、諸先生方当委員会の御決議と御苦心からであります。この情勢から一日も早い方がいいと思ひますので、この際は調停委員の裁定にもまつたく賛成をいたしまして、六月一日にかゝるということだけは表明いたしますが、調停を実施する。但しその期日は六月一日からであるという態度を表明することによつて、組合がこれを受諾するならば調停成立にいたしたい、かように考えております。なお法律の中には、仲裁の場合においては裁定は最後の決定とい

う一條文の文句は忘れましたが、仲裁に關してはさうなことがうたわれております。ところが調停の場合においては、さうなことはうたわれておりませんし、なお調停委員会は調停案を勧告するというふうな言葉を使つております。一部修正は仲裁の場合においては非常に疑問もあるかと思ひますが、調停の場合においてはさうなことも調停委員会が法律上も可能なのではないか、かように解釈しております。

○吉田(寛)委員 これは政務次官に伺つた方がいいと思ひますが、省内において捻出せんとする財源の問題に關し

て、行政費一般節約の問題は、これはやはりほんとうの節約ということが目的にならねばならぬと思ひます。さすればその節約によつて生むものを、この経費に充当するといふことになる。節約の趣旨にかなぬことになり、横すべりさすといふ予算の使い方になるのですが、この点についてのお考えはどうですか。

○飯塚政府委員 この節約の問題は、この調停問題と切り離しても考えられる問題であることは、御同様でありまされども、これに対しては節約を表面上だけの節約、いわゆる節約をしたという看板だけを出す節約では、ほんとうの意味の節約にはならないのであります。しかし節約をすることは、国家の財政上から考へて必要なことでありまされども、特に現業庁である郵政省においては、単に表面上の節約という看板をあげただけで、それでいいかどうかといふことを相当考へなければならぬのであります。従ひまして事業を完全に遂行して行く上においては、これを相当考へて実行しなければならぬのでありますから、これは事務当局とよく相談の上で、万遺憾のないようにやつて行きたいと考へております。なお詳細の点については、事務当局から説明申し上げたいと思ひます。

○吉田(警)委員 私はこの点につきましては、なお保留しておきますけれども、時間を利用するために、本来の郵便物運送委託法の審査に入つたらどうかと思ひますが、その質疑をしてよろしうございませうか。

○田中委員長 委員長の方も大臣が来られてから確かめたい点も一、二あり

ますので、大臣の見えるまでその点は保留して、あとの質疑に入つていただきますと思ひます。

○吉田(警)委員 それでは二、三伺います。私は前の質疑におきまして、論議に大臣にこの改正法によりまして生ずるところの、いろいろ独占的傾向について伺つてみたのでした。その結果、事務当局でも長い御経験があるのですから、伺つてみたいと思ひます。独占禁止法の第二三条三項に於ては、一定の取引分野における競争を事実的に制限する」といふ字句がございします。そこでこの改正によりまして、第七條但書によつてさらに四箇年の期間を、ある条件のもとに更新することができるといふことになり、また先般の大臣の答弁等から考へまして、将来にわたつて、たとえば日通などの大きな企業の諸負業者は、なか／＼に關係を断つといふときは到來しないものという推測ができるのであります。そうしますと、事実上他の競争者が現われるといふことは、至難な実情で推移して行くのじやないかと思ひます。それで、そう考へますと、やはりただいまあげた独占の二条三項の趣旨に抵触して来るのではないかと思ひますが、この点はいかがですか。

○松井政府委員 お答えいたします。ただいま吉田委員から御指摘の通り、独占禁止法において事業者はが相共同していろいろ企業支配等をすることにより、これに対する禁止規定がございします。これは私から申し上げるまでもなく、どこまでも事業者自身のそういう行為でございまして、これはわれ／＼が今度の場合がある契約をしようとする場合などには、もちろん直接適用

されるものではございせんが、吉田委員からもおつしやいましたように、結果から見てそういう事態が起きはしないかといふようなことについては、これはなるほど、あるものを一般競争入れにいたしまして、ある特定の業者が非常に安くそれを落してしまつたといひますと、結果的に見ると、その人がいかに独占しているような形になるという点も一点起りますが、しかし独占禁止法の法律は、そこまで禁止している趣旨とは私も思つておりません。従つて片方で今度の改正によつて、新しい業者の介入の余地をなくするのではないかと、それによつて間接的にそういうふうなものを援助はしないかといふような点についての御危惧だろと思ひますが、この点につきましては私もこの新しい法律によつて、決してわれ／＼の方がそういうことを義務づけられてゐるものにはございませぬので、よくその事情を見まして、ほんとうによりよいりつばな業者が出た場合においては、その業者を取入れることにおいては決してやぶさかでない。そうしていわゆる私的独占の弊といわれてゐるものが、事情のいかにかわらず、起らないようにいたしたい、かように考へております。これはむしろ行政運営のやり方から出て来る問題じやないかと考へます。

○吉田(警)委員 若干議論のとりかかわり多くなつてしまつたから、あまり多く申しませんが、これは深く入らなくともいいと思ひますが、私の質疑するのは、結果から見てというものは、法律自体がさうな結果に当然導き込むといふことにこれではなるのではな

いか。何となれば現状及び過去の事実そのものは、容易に他の競争を許さないといふふうな発展して来ておりま

○松井政府委員 私の申し上げたのが若干言葉が足りなかつたと思つたのでございしますが、なるほどそういうことがやられた結果においては、あるすぐれたサービスをする者が非常に大きな勢力を持つといふようなことは、これは当然起つて来ると思ひます。しかしそれはこの独占法の正面からうたつてゐる弊害ではないのじやないか。結局独占法自身の弊害といふものは、新しい意欲のある業者の進出をどこまでも拒もうといふようなことがあるといふことじやないか。私も結果的に起つて来る問題については、真にその業者が、まじめにやつた業者ならば、これは必ずしも独占法の精神と違反するものじやない、かように考へておる次第であります。

○吉田(警)委員 独占法二条三項は取引の分野において実質的に競争を制限する、これなんです。競争の分野において、取引の分野におきまして、だから実質的に制限するといふことに事実今日もなりつた現状であります。さらにその上にこの法律によつて制限が強化されるということになるのではないかと、こゝういふ意味です。

○松井政府委員 間接的にはおそれる、こゝういふ影響が起り得るということ、これは想像できると思ひます。御承知のように独占法は、事業者がどこ

までも他の事業者と共同してという形になつております。私もそのやり方

○吉田(警)委員 これもあなたにお尋ねするのは適當でないかと思つたのですけれども、伺つておきます。郵政のこの種の郵便物の運送という業務は、受託さしたり請負したりするような場合においては、競争が原則でなければならぬ。隨意といふものはあくまでも例外でなければならぬ、こゝういふふうな原則として一応大きな線を守らねばならぬと考へてゐるのですが、その点について、省で相当これは歴史も持つてゐるのですから考へるべきまつてゐるだらうと思ひますが、どうなんです。

○松井政府委員 御指摘のようにこの郵便物運送委託法というのは、どこまでも競争入札というものを原則としてうたつてございします。ただその次の各条に書いてございしますように、運賃が大体きまつておるといふような問題につきましては、競争入札といひまして、これは入札する余地がないといふようなものについて、隨意契約を特例として認めてゐるわけでありませう。

で第七条の後段は、そういう意味の隨意契約の期間の更新というものをうたつていただけの問題でございまして、隨意契約をするかしないかはむしろ五条によつて規定せられる問題だろうと思つております。

○吉田(賢)委員 別の場合を想定して御質問しますが、たとえば今の日蓮の問題ですが、日蓮の問題が万一経営状態が不良となりまして、不幸にして解散というようなことが絶無とはいへない、これは営利会社ですから……そこでさうな場合に今局長のおつしやるがごとくに、新しい競争者も事實上出ないという場合には、新規の受託者が出ない。従つて郵政業務自体に重大な支障が生じる、こういう結果も想定されるわけでありまして、だからなるべく広くそこに門戸を開いておくということが、根本の原則で最善の道であらう。よいからよいものにまかしておくと、よいと思つておつても営利会社のことですから、いつどうなるかわからないのです。ですからそこは伸び／＼と競争し得る広い視野において、いろいろなことが伸びて来るのを待つというのが、政府のほんとうの立場だろうと思ふ。その点の考え方はどうですか。

○松井政府委員 おつしやる通り私どもはほんとうにわれ／＼の郵便事業にまじめに協力していただく方が出て来られることを、大いに歓迎しておるものでございまして。決してこれを積極的に門戸を開鎖しようというふうな考えは持つておりません。それからもう一点御懸念のように、これは一定の業務に全部を契約するという形はとつておらないのでございまして。そうなりま

すと弊害が大きく及びます。そこであつた特定の地区々々における業務を、いわばこま切に切りましたようなかつこうで契約をしておられるので、おそらく全部が全部不良になつて、どうもならぬというふうな事態はそう起らないのではないかと。但しある一定の地区においては非常に困つた事態が起るという事は、あり得る条件だと思つております。そういう場合には必ずわれ／＼の方といたしましては契約を解除いたしまして、新しい別のよりよき業者を受入れるというふうな措置をいたしたいと思ひます。

○吉田(賢)委員 私の質問しているのはさうじゃない、そういう場合、個々の一定区域を限つてということとは、これも一応了承しております。そこでではなしに、一つの大きな会社によつて、それが善良な、よい素質の、力のあつた、忠実に仕事をやつてくれる者が、何べんも継続して行くということになつておるときに、なか／＼他の新しい競争が生じません。しかし経済界の不測の原因によつて、営利会社である受託会社が経営不良になり、破産するやうなこともなきにしもあらずというやうなことを想像しますと、そういう場合においては、郵便事業に重大な支障が生ずるのであるから、なるべく視野を広くして、新しい者の出ることも考へておかなければいかぬじやないか、こういうのであります。

○松井政府委員 おつしやる通り私どもは新しい方々の出現することを拒む意図はちつとも持つておりません。○田中委員長 大臣がお見えになりましたから、大臣に対する質疑をしていただくしたいと思います。

○吉田(賢)委員 ききに片島委員から政府委員に御質疑になりました点について、私は大臣にぜひ尋ねておかなければならぬと思ひますが、それは過般の全通調停結末の問題であります。この問題について二点お尋ねしたいのであります。この問題につきましては幾たびか当委員会におきまして、関係当事者あるいは調停委員の責任者等の方から、各般の意見を聴取した上で、この委員会多数の意見といたしまして、両当事者とも受諾すべきだという意思決定をいたしました。大蔵大臣が予算委員会などへもその趣旨を申し送りまして、さうしてまた各党は、両社会党、改進黨におきまして、五億四、七億四という一般許からの繰入れの予算組みかえの措置までそれ／＼準備しまして、なお予算委員会におきまして特別にこれらの事情により、ぜひ双方受諾することが適当であるから、それに伴うべき予算措置をすみやかに講ずべしというふうな、こういう趣旨のもとに決議案を提案しよう、大多数をもつて通過する見込み十分だといふので、こゝで自由党にも誘ひかけましたところから、自由党もそれ／＼機関に諮られたらしく、そこまで及ばぬ、それは妥協して決議案を出さずして成立さすやうに、目的が達するようにはいかないから、決議案を出すことはひとつ差控えてもらいたいといふふうなわれ／＼は聞いております。予算委員会におけるそれ／＼の党の理事の諸君にも、前後の経緯、経過等は全部打合せつ、かやうに進んだわけでありまして、ところがさういふやうな経緯をたどりまして、ごく最近に至りまして、まだ当時

あなたもこの委員会におきまして、非常に明朗な見通しをもつてこの成行きを見ておるといふ御報告でありました。その言葉は深い含蓄のあるものとわれ／＼は聞いて、その成立を期待しておりました。ところが自由党におきましては、一般会計からの五億なり何がしの繰入れということにつきまして、これをいなんでいるということを開き及んでおります。さういふことをまた、今政府委員からの御説明によりますと、郵政省の内部において経費節約等で捻出することによつて、しかも四月一日からの調停案の趣旨ではなくて、六月一日からというふうな、さういふ形勢に立ち至つていふという説明も聞き及んでいふのであります。これは郵政大臣としてあなたはこの委員会において何べんかお出になつて質疑応答を重ね、御意見を述べたに、もはやこの経緯については直接お知りになつてはいるはずであります。こゝういふことになりまして、まことにこれは委員会といたしましても面目ないと思ひます。もしあのときに改進黨の大高君がここにいられますが、大高君が発言される順序になりました、決議案の案文まで国会対策委員会へ持ち帰つて、協議して承認を得たわけでありまして、そこまで手を尽しておるのを、自由党の諸君の申出によりまして差控えた結果が、今のやうなことになるたのであります。まことにこれはあなたのお立場から考えましても、私は相当責任がある問題じやないかと思ふので、どういふやうにこれに向つて臨んで行かれる態度、御方針でありますか、それを伺いたい。

○田中委員長 今度の全通の給与体系に關しての一応到達いたしました結論につきましては、経過はただいま吉田委員から御説明になつた通りであり、結果については私も実は非常に不満があり、かつむしろ面目ないと思ひつておるわけでありまして。ただ何にいたしましてこの問題は、初めから私自身の力に及ばないという結果で、国会のお力によつて何とか打開したいというところで努力をいたして参つたのであり、さうしてその途中におきましては、見通しについては確かに私も調停案全面受諾ができるという、相当はつきりした見通しを持つておつたわけでありまして、最後の段階におきまして、いろいろ／＼その他の事情がからみ合つて、今度のような結果になつたと承知しております。しかし何にしましては面目のないという事は、この結果がこれほど大事な問題を、当初の予算を決定するときに自分の考へる通りに持つて行き得なかつた、自分の能力の不足を面目ないと思ふべきであつて、そのときから国会の力によつてということ、他方本願でやつて来ました以上、私といたしましても今度の結果が出た以上、どうにも私の力で左右するわけにはなかつた、参らないやうな結果になつておる状態でありまして、なお節約が大体今度の財源に充てられるというところについては、私もそれがよろうというところで同意をいたしておるわけでありまして、ただ節約は給与本系を是正するために節約が行われたという考へ方ではなしに、今度の改進黨の予算修正におきましての非常な重要な問題の一つは、やはり予算にむだがあるならば節約しようという考へ方

が大きな眼目になっており、そのために改進黨案におきましては百四十五億という節約が立てられておつたわけであり、これが結果において若干減つたようであるが、従つて一般会計においてある節約の考え方というものが出来来ます以上は、郵政の特別会計におきましても、給与体系は正の問題のあるなしにかかわらず、この節約というものは当然しなければならなかつたろう、こういうふうに考えておるわけでありまして、その場合には給与体系の是正がなくて、節約だけすればおそれる節約額が五千万円と心得ておられますが、この額は当然現在の予算費の中に追加して盛り込まれて、これは何か予備費が使える段階、そういう費目があつたときでなければ使えないという費目に移されるということになつたろうと思ふのであります。それが今度の給与体系の是正の財源になつたわけでありまして、もしそれがありませんでした、当初改進黨案のように五億、一般会計から繰入れとすることであつた場合には、むしろあの五億で不足する約二億の一般会計からの繰入れの分は、企業努力によつて内部から繰出すという考え方であり、またそうしなければならぬと思つておつたのであります。そういう面においての今後のいわゆる特別会計内部における幾らか想像されるゆとりというものは、今度の給与体系の是正には使われずに留保されておる、そういう意味において今後いろいろな給与の問題を考へる場合に、幾らか郵政の特別会計内部にまだゆとりが残されておるといふ意味において、かえつて今度の措置の方が私としてはよかつたのではないかと、こういうふうに実は考えておるわけでありまして。

ではないか、こういうように実は考えておるわけでありまして。

○吉田(○)委員　そこでよかつたか悪かつたかについては、これは大きな批判が加えられなければならない。まことに不可解な感じを受けるもので、郵政省当局者といつたしましては、どうなさるおつもりでありますか、その点をばつきり御答弁を願ひます。

○吉田(○)委員　大臣は郵政大臣でもあり、同時に自由党の幹部でもあられる。これは文書の交換にあらずとも、口頭でそれ／＼と約束をしまして、そうしてこの重大な調停案の結末を衆議院においてある種の解決へ持つて行くべく、数次の協議を重ねました。このような手続を経まして、予算委員会の決議案も出すことなくして終つたのであります。そこでさうな場合に、これは一種の不信行為が自由党によつてなされておるものと、われ／＼は批判せざるを得ないのであります。何となれば、一般会計から全然繰入れることなく、郵政省自身の特別会計で適当にまかなへという意味であり、一応調停委員会に、こういうふうな場合に対処しまして、郵政大臣であり自由党の幹部であるあなたは、これは少くとも政治道義上きわめて重大な一種の違反行為がここに生じて、お互いの不信を買つたことが平然として行われるということでありました。これは一々領収書をとつたり、一々契約書を交換しなればならぬのであつて、口頭間の約束はできません。そういうことなしに行くといふところに、お互いの信頼と国会における民主的な、ほんとうの誠実、信頼、公正といった、そういうものが私は行われて行くものと思ふのであります。ところがこれが隠蔽されておる。これを隠蔽して行くといふことになりまして、やはり二十数万の全通の従業員諸君にいたしまして、国会といふところはそういうたよりないところか、政界の約束などはそんなよ

りないものかということにもなり、ひいては国民の信頼を落すということにもなるわけでありまして。こういうような波紋を描くわけでありまして。これはきわめて重大な現象と私は考えざるを得ないのであります。従つて郵政大臣として、自由党の幹部のあなたとして、私は少くとも政治道義上の大きな責任を負わねばなるまい、こういうふうにも考えておりますが、いかがでございますか。

○吉田(○)委員　私はこれ以上あなたに申しませんが、お互いではないので、お互いではなくて、われ／＼の立場は当初から首尾一貫しておりました。きわめて明確に行動もし、話し合ひも進め、手順も進めて来ております。ただ最後に至りまして、あれだけ約東をしながら、公党である自由党が約束をしておりましたような措置に出ることなしに、今日に至つておるのであります。四月一日からの施行を六月一日からということにし、財源の捻出についても省へおつかふせてしまつておる、こういうことになつておりますので、お互いが同等の責任を負うというふうな関係では絶対にありません。そういうことは重ねて特に御留意を願ひなければならぬと思ひます。

○佐々木(○)委員　ただいま郵政大臣との間の応答で、大臣は現在の段階において条件付かどうかは別として、この調停案を受諾する意思を持つておる、こういうふうな理解をいたします。そういうふうな考えでよろしゅうございませうか。

○吉田(○)委員　さうに考えております。

○佐々木(○)委員　さういたしますと、まず第一にその受諾をする時期でございませうが、どうも大臣みづから告白しておるうちに、この問題の解決の途上において、大臣はきわめて他力本願主義と申しさうか、ほとんどその責任を議院に転嫁して、ただいまの答弁でも大臣自身が積極的にかゝる線において、大臣の自主性においてこれを解決するといふ熱意は見られな

○吉田(○)委員　大臣は郵政大臣でもあり、同時に自由党の幹部でもあられる。これは文書の交換にあらずとも、口頭でそれ／＼と約束をしまして、そうしてこの重大な調停案の結末を衆議院においてある種の解決へ持つて行くべく、数次の協議を重ねました。このような手続を経まして、予算委員会の決議案も出すことなくして終つたのであります。そこでさうな場合に、これは一種の不信行為が自由党によつてなされておるものと、われ／＼は批判せざるを得ないのであります。何となれば、一般会計から全然繰入れることなく、郵政省自身の特別会計で適当にまかなへという意味であり、一応調停委員会に、こういうふうな場合に対処しまして、郵政大臣であり自由党の幹部であるあなたは、これは少くとも政治道義上きわめて重大な一種の違反行為がここに生じて、お互いの不信を買つたことが平然として行われるということでありました。これは一々領収書をとつたり、一々契約書を交換しなればならぬのであつて、口頭間の約束はできません。そういうことなしに行くといふところに、お互いの信頼と国会における民主的な、ほんとうの誠実、信頼、公正といった、そういうものが私は行われて行くものと思ふのであります。ところがこれが隠蔽されておる。これを隠蔽して行くといふことになりまして、やはり二十数万の全通の従業員諸君にいたしまして、国会といふところはそういうたよりないところか、政界の約束などはそんなよ

○吉田(○)委員　大臣は郵政大臣でもあり、同時に自由党の幹部でもあられる。これは文書の交換にあらずとも、口頭でそれ／＼と約束をしまして、そうしてこの重大な調停案の結末を衆議院においてある種の解決へ持つて行くべく、数次の協議を重ねました。このような手続を経まして、予算委員会の決議案も出すことなくして終つたのであります。そこでさうな場合に、これは一種の不信行為が自由党によつてなされておるものと、われ／＼は批判せざるを得ないのであります。何となれば、一般会計から全然繰入れることなく、郵政省自身の特別会計で適当にまかなへという意味であり、一応調停委員会に、こういうふうな場合に対処しまして、郵政大臣であり自由党の幹部であるあなたは、これは少くとも政治道義上きわめて重大な一種の違反行為がここに生じて、お互いの不信を買つたことが平然として行われるということでありました。これは一々領収書をとつたり、一々契約書を交換しなればならぬのであつて、口頭間の約束はできません。そういうことなしに行くといふところに、お互いの信頼と国会における民主的な、ほんとうの誠実、信頼、公正といった、そういうものが私は行われて行くものと思ふのであります。ところがこれが隠蔽されておる。これを隠蔽して行くといふことになりまして、やはり二十数万の全通の従業員諸君にいたしまして、国会といふところはそういうたよりないところか、政界の約束などはそんなよ

○吉田(○)委員　大臣は郵政大臣でもあり、同時に自由党の幹部でもあられる。これは文書の交換にあらずとも、口頭でそれ／＼と約束をしまして、そうしてこの重大な調停案の結末を衆議院においてある種の解決へ持つて行くべく、数次の協議を重ねました。このような手続を経まして、予算委員会の決議案も出すことなくして終つたのであります。そこでさうな場合に、これは一種の不信行為が自由党によつてなされておるものと、われ／＼は批判せざるを得ないのであります。何となれば、一般会計から全然繰入れることなく、郵政省自身の特別会計で適当にまかなへという意味であり、一応調停委員会に、こういうふうな場合に対処しまして、郵政大臣であり自由党の幹部であるあなたは、これは少くとも政治道義上きわめて重大な一種の違反行為がここに生じて、お互いの不信を買つたことが平然として行われるということでありました。これは一々領収書をとつたり、一々契約書を交換しなればならぬのであつて、口頭間の約束はできません。そういうことなしに行くといふところに、お互いの信頼と国会における民主的な、ほんとうの誠実、信頼、公正といった、そういうものが私は行われて行くものと思ふのであります。ところがこれが隠蔽されておる。これを隠蔽して行くといふことになりまして、やはり二十数万の全通の従業員諸君にいたしまして、国会といふところはそういうたよりないところか、政界の約束などはそんなよ

○吉田(○)委員　大臣は郵政大臣でもあり、同時に自由党の幹部でもあられる。これは文書の交換にあらずとも、口頭でそれ／＼と約束をしまして、そうしてこの重大な調停案の結末を衆議院においてある種の解決へ持つて行くべく、数次の協議を重ねました。このような手続を経まして、予算委員会の決議案も出すことなくして終つたのであります。そこでさうな場合に、これは一種の不信行為が自由党によつてなされておるものと、われ／＼は批判せざるを得ないのであります。何となれば、一般会計から全然繰入れることなく、郵政省自身の特別会計で適当にまかなへという意味であり、一応調停委員会に、こういうふうな場合に対処しまして、郵政大臣であり自由党の幹部であるあなたは、これは少くとも政治道義上きわめて重大な一種の違反行為がここに生じて、お互いの不信を買つたことが平然として行われるということでありました。これは一々領収書をとつたり、一々契約書を交換しなればならぬのであつて、口頭間の約束はできません。そういうことなしに行くといふところに、お互いの信頼と国会における民主的な、ほんとうの誠実、信頼、公正といった、そういうものが私は行われて行くものと思ふのであります。ところがこれが隠蔽されておる。これを隠蔽して行くといふことになりまして、やはり二十数万の全通の従業員諸君にいたしまして、国会といふところはそういうたよりないところか、政界の約束などはそんなよ

○吉田(○)委員　大臣は郵政大臣でもあり、同時に自由党の幹部でもあられる。これは文書の交換にあらずとも、口頭でそれ／＼と約束をしまして、そうしてこの重大な調停案の結末を衆議院においてある種の解決へ持つて行くべく、数次の協議を重ねました。このような手続を経まして、予算委員会の決議案も出すことなくして終つたのであります。そこでさうな場合に、これは一種の不信行為が自由党によつてなされておるものと、われ／＼は批判せざるを得ないのであります。何となれば、一般会計から全然繰入れることなく、郵政省自身の特別会計で適当にまかなへという意味であり、一応調停委員会に、こういうふうな場合に対処しまして、郵政大臣であり自由党の幹部であるあなたは、これは少くとも政治道義上きわめて重大な一種の違反行為がここに生じて、お互いの不信を買つたことが平然として行われるということでありました。これは一々領収書をとつたり、一々契約書を交換しなればならぬのであつて、口頭間の約束はできません。そういうことなしに行くといふところに、お互いの信頼と国会における民主的な、ほんとうの誠実、信頼、公正といった、そういうものが私は行われて行くものと思ふのであります。ところがこれが隠蔽されておる。これを隠蔽して行くといふことになりまして、やはり二十数万の全通の従業員諸君にいたしまして、国会といふところはそういうたよりないところか、政界の約束などはそんなよ

○吉田(○)委員　大臣は郵政大臣でもあり、同時に自由党の幹部でもあられる。これは文書の交換にあらずとも、口頭でそれ／＼と約束をしまして、そうしてこの重大な調停案の結末を衆議院においてある種の解決へ持つて行くべく、数次の協議を重ねました。このような手続を経まして、予算委員会の決議案も出すことなくして終つたのであります。そこでさうな場合に、これは一種の不信行為が自由党によつてなされておるものと、われ／＼は批判せざるを得ないのであります。何となれば、一般会計から全然繰入れることなく、郵政省自身の特別会計で適当にまかなへという意味であり、一応調停委員会に、こういうふうな場合に対処しまして、郵政大臣であり自由党の幹部であるあなたは、これは少くとも政治道義上きわめて重大な一種の違反行為がここに生じて、お互いの不信を買つたことが平然として行われるということでありました。これは一々領収書をとつたり、一々契約書を交換しなればならぬのであつて、口頭間の約束はできません。そういうことなしに行くといふところに、お互いの信頼と国会における民主的な、ほんとうの誠実、信頼、公正といった、そういうものが私は行われて行くものと思ふのであります。ところがこれが隠蔽されておる。これを隠蔽して行くといふことになりまして、やはり二十数万の全通の従業員諸君にいたしまして、国会といふところはそういうたよりないところか、政界の約束などはそんなよ

○吉田(○)委員　大臣は郵政大臣でもあり、同時に自由党の幹部でもあられる。これは文書の交換にあらずとも、口頭でそれ／＼と約束をしまして、そうしてこの重大な調停案の結末を衆議院においてある種の解決へ持つて行くべく、数次の協議を重ねました。このような手続を経まして、予算委員会の決議案も出すことなくして終つたのであります。そこでさうな場合に、これは一種の不信行為が自由党によつてなされておるものと、われ／＼は批判せざるを得ないのであります。何となれば、一般会計から全然繰入れることなく、郵政省自身の特別会計で適当にまかなへという意味であり、一応調停委員会に、こういうふうな場合に対処しまして、郵政大臣であり自由党の幹部であるあなたは、これは少くとも政治道義上きわめて重大な一種の違反行為がここに生じて、お互いの不信を買つたことが平然として行われるということでありました。これは一々領収書をとつたり、一々契約書を交換しなればならぬのであつて、口頭間の約束はできません。そういうことなしに行くといふところに、お互いの信頼と国会における民主的な、ほんとうの誠実、信頼、公正といった、そういうものが私は行われて行くものと思ふのであります。ところがこれが隠蔽されておる。これを隠蔽して行くといふことになりまして、やはり二十数万の全通の従業員諸君にいたしまして、国会といふところはそういうたよりないところか、政界の約束などはそんなよ

い、これは非常に遺憾でございますが、そこでもし大臣が国会に全責任を転嫁することになれば、むろんこれは衆参両院を通過した後でなければならぬという結論がそこに出て来ると思うのでございます。しかもはや衆議院における予算は、大體において自改兩院においてすでに修正の意見が一致しておるのでございますから、大體この線において大臣は受諾の内容をお考えになつておられると思うのでございます。そういたしますと別に参議院の最終的決定を見なくとも、大臣は大體においてここに受諾をする内容を決定できておる、こう思うのでございますから、これはすみやかに受諾の意思をはつきりと表示した方がよろしいと思うのでございます。一体いつごろこの受諾の意思表示をするつもりでございますか。

な機会が考えられるわけなのでありますが、政府が現に予算を組んでおるといいますれば、国会を通過するしないにかかわらず、その前に受諾をしても一向、それが国会で修正になつてできないということに形式的になる場合もあるかもしれないが、受諾してもいいということになるわけですから、そういういたしますと国会が少くとも衆議院だけきまるといふ見通しがはつきりし、そうしてその前段階として閣議もこれを了承するということになれば、私はその時期についても、受諾の正式の意思表示をしてもいいのではないかと考えております。ですから閣議で一応了解ができたとき——きのう閣僚懇談会では大体了解ができたつておりますが、正式閣議でありませんの

で、明金曜日に関議がありますから、その直後にやりますか、それとも予算案が衆議院を通過した機会にやりますか、それともここに來たのであれば、日時はどつちににしても六月一日にきまつておるのですから、形式的な受諾の回答はそう急ぐことはない。實質的に影響もないから、参議院で予算が通過するとときまで延ばすか、三つの時期を考えていろ／＼検討しておるわけでありませう。またその時期ははつきり決定しておりません。

○佐々木(更)委員　この問題がこの委員会の最初から非常に大きな問題になりまして、委員会が満場一致で全面受諾をすることが妥当であるという決議をしております。むろん国会の予算の修正もさることながら、政府独自の予算操作の上において、政府の責任においてこれを受諾することを本委員会は要求しておるのでございまして、あなたの方がかつてに議会に転嫁するといふのは、まったくあなたの方でたまたまなかつたことであります。従つて本委員会の意思を尊重されると言われれる大臣としては、たとい他力本願主義で、自主性を失つておるといへども、一片の政治的良心を持つて、この委員会の決議を尊重することが当然だと思ふ。従つて今の大臣の答弁からしても、大体において閣議決定をなされれば、内容的にはすでにその予算の限度において実現することは明らかである。これ以上延ばすということとは、まったく無用の政治的かけひきなんです。だからそういふような非良心的な態度をとらないで、ここに実行が可能だという目安がつくならば、せめてこの委員会に対してなしたる大臣の不信

行為の一端を償う意味においても、当然私はここで受諾の意思を表示することとがやはり政治家として、行政庁の長官としての大臣の責任だと思う。だから、そういうような不誠意なこととおつしやらずに、やはり政治的良心をもつてその実行可能と考えるならば、これを表示するというかけひきのない態度をとってもらいたいと思ひます。この点どうですか。

○**塚田国務大臣** これは突はかけひきは少しも考えておらないのであります。が、ただ解決の方法はこういうぐあいになつたのでありますから、国会の立場も尊重して、あるいは参議院まできまつたときが一番いいというような感じをもつて今お答えしましたわけであります。しかし今いろいろ御意見を伺つておれば、なるべく早く正式意思を表示しまして、従業員諸君が安心されるということも非常に必要であり、また不僧行為の責任を負うという意味におきましても、なるべく早く回答を出したいと考えております。

○佐々木(更)委員 おそくともひとつ衆議院において予算が通る時期までは、いさぎよく、むしろあつさりとして受諾の意思を表明されることを希望いたします。そこで問題は受諾の内容でございしますが、ただいままでの大臣の答弁からすると、大体六月以降、四、五の二箇月はこれを不履行といいますが、不受諾といいますが、大分これまたかけひきが強いのであります。そこで条件付受諾になるのでございますが、その財源については一般会計から繰入れがないのでございまして、企業内の予算の操作の上において、これは

大臣が実行する、こういうことになるわけでございますね、そうですね。

○塚田国務大臣 ええ。

○佐々木(夏)委員　そこで企業内のれろん経費もしくは利潤ということもあるでありましようが、真に大臣がこれらの郵政省内の費用の操作その他でありますという、別に財源が一般会計からの繰入れを必要としない、言いかれると財源的な制限がないのです。財源的な制限がないのであるからして、大臣のお考え、大臣の腕のいかんでは、これは当然全面受諾ができると思ふ。だからこの際、大臣はひとつ十分省内予算の操作について御研究なさつて、そんな二箇月ぐらい打切るような形で、そんな受諾の仕方をしないで、この際全面受諾の努力をするようお願いしたい。まだその時期はおそくない。これからだつて私は十分その努力ができると思ふ。大臣はこれについてひとつ努力してもらいたいと思ひますが、どうでしやう。

○塚田国務大臣　今度のこの問題の解決のあり方というものは、一般会計から繰入れてもらいたいという形で、初め問題が提起されたのでありますけれども、解決の実際としては、一般会計から繰れにならなかつたということからは、考え方としては、私はむしろこうなつた方がよかつたし、こうありたいと実は思つておるのであります。一般会計からの繰入れということは、今の郵政特別会計で、ことしの予算も三十一億ばかり繰入れになつておりますが、ああいう形におきます以上は、今後郵政従業員の給与の問題が起きるたぐひに、非常に強く大蔵省の意向の制約を受ける。ところが私は郵政従業員の

給与の今後のあり方というものは、今度もそのつもりで努力したいのでありますが、むしろ公企労法を適用されている以上は、公社職員と同じように行きたい。従つて内部にゆとりがある以上は、公社職員と同じレベルで今後とも絶えず行きたいと思つております。

ですが、今後給与の問題は、御指摘のように、内部の財源の状態を、むしろ主として頭に置きながら考えて行きたなさいと思うのであります。しかし何にいたしましても、今御審議を願つております二十八年度予算は、すでに三十一億も繰入れがある。今度も予備費の節約を財源に充てたとはいへ、やはりまた建設財源の繰入れをしたものもあるものであります。かなり無理な給与の引上げになつておるのであります。ですから内部に財源のゆとりがあつてできたといへば、そうでありますが、かなり無理をしておりますから、今度の段階においては、これをさらに四、五まで繰上げてというところまでは、とても行きにくいのじやないかと考えております。しかし今の郵政特別会計と一般会計との間の関係は、御承知のように、まだ一部分足らぬ分を繰入れる。しかもこの繰入れるという考え方が出て来るもとは、例の貯金特別会計が非常に高いコストで金を集めておる。しかも高いコストで金を集めざるを得ないのは、あの貯金業務の実態から来るのであります。その高いコストでもなおかつ金を集めてほしいというのが、国の金融政策全体から来るものであつて、私は郵便貯金のコストが高いということとは、必ずしも貯金業務自体の責任ではないと思つております。とにかくそういう形で高いコストで集め

た金を、実質を償わない利子で資金運用部に渡してしまふという形になつて、その不足分を一般会計から繰入れでやるのだという形になつておられますから、この面をむしろ今後本質的な解決をいたしまして、かつただけは貯金も少くとも赤字を出さない程度には当然もう。もうという形は利子でよすという形になるか、それでなければ、足りないから繰入れるという形でなしに、当然の繰入れという形でもらう。そこで赤字を生じないようにして、あと郵政事業全体として見て、大いに働いて、ゆとりをつくつて、給与を上げて行く。従つて今度四、五の分はできないけれども、今後の郵政従業員全体の給与のあり方としては、御指摘のように内部にゆとりがあれば、少くとも公社職員と調和をとつた形で、絶えず上げて行く、こういうように持つて行くように努力したいと考えます。

○佐々木(更)委員 今回の不正給与の是正の調停案受諾の財源について、私は何も無理に一般会計から繰入れるというわけではない。先般来大臣を初め政府委員が、一般会計から繰入れがなければこれを是正することはできない、調停案を受諾できないというから、われ／＼は一般会計から繰入れろということを主張したわけでありました。しかしそれが一般会計から繰入れなくして、省内の操作においては是正され、受諾されるならば、これはまたわれ／＼として別に反対する理由はない。従つて大臣がこの省内予算の操作で受諾するというその態度に対して、私どもは別にどうも異存を言うものではない。ただ私の言うの

は、もし省内予算の操作でこれを是正するという予算措置の方針をとるならば、大臣の考えようにおいて、私はいかようにもできるだろうと思ふ。従つてそうすれば現在の郵政省予算においても、何とかこのところで四、五の両月を打切らないで、全面受諾するだけの操作はできるのではなからうか。この点について聞いておるわけですか。

○藤田國務大臣 それはこれから洗いざらに増収見込みや、その他一応今ある程度確定した見通しのあるものを全部出しますならば、財源的には四、五の二箇月分くらいを出すゆとりがないとは、私も申し上げるわけには行かない。むしろ財源的にはゆとりはある。しかしこれがいろいろ政治的な意味において、そういうことを了解を得てやるかどうかという点は、非常に疑問であると同時に、この程度の財源的なゆとりは、まだこれから先に考えられるいろいろな事態のために、むしろとつておかなかちやならぬのじやないか。結果においてはこういう形では、何とかそういう形においては従業員は、何とかそういう形において従業員は、何となくそういう形において従業員の諸君の待遇改善のために使われるようになるだろうと自分では考えておるわけでありました。

○佐々木(更)委員 よくわかりました。そこで今郵政大臣のお答えは、と申す、洗ひざらに操作をすれば、多分四、五の両月分も、これを受諾することはできるであらうけれども、郵政行政一般の将来を考えて、多少ゆとりを残さなければならぬから、まだそこまで行かぬのだというお話である、大臣の心算がそこにあるということとは

わかりました。そこで受諾するのにはまだ四、五日かかるようですから、もう一歩進めて、財源が何とかなるというところで、これをもちつて最後の大臣の答弁としないで、もう少し研究してみてください。そうすると四、五月くらいは当然その操作でやれる。ゆとりのないところは、あとでまたゆとりを考えればいいのですから、当面出ている問題として解決するよう努力されんことをお願い申し上げて、私の質問を打ち切ります。

○田中委員長 ただいま問題になつておる給与の是正に関する調停案については、ほかに質疑はございませんか。――開会が大分遅れたのですけれども、時間も大分経過しておりますから、郵便物運送委託法関係の質疑は、まだ吉田さん等お残りのことと思つて、すけれども、きょうはこの程度にして、あすまた委員会を続会したいと思ひます。本日はこの程度にとどめ、次回は明日午前十時半より開会いたしたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時五十一分散会

昭和二十八年七月二十三日印刷

昭和二十八年七月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局